

【お知らせ】令和4年6月17日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。

令和4年6月17日に公布されました「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」について建築基準法の一部で改正がありましたので概要をご紹介します。その他の法律の改正についての詳細などは、国土交通省のホームページをご参照ください。[建築:脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律\(令和4年法律第69号\)について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)

建築基準法の改正項目の概要

番号	項目	関係条文
1	建築確認を要する木造の建築物の範囲の拡大	法第6条第1項
2	防火に関する制限の合理化 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物における主要構造部の定義 3000㎡超の大規模建築物の全体の木造化の促進 大規模建築物における部分的な木造化の促進 低層部分の木造化の促進 	法第2条第九号の二イ / 法第21条第2項 / 法第21条第3項 法第27条第4項及び法第61条第2項 / 法第26条第2項
3	構造に関する制限の合理化等	法第6条の3第1項及び法第18条第4項 法第20条第1項第二号 / 法第20条第1項第三号
4	居室の採光に関する制限の合理化	法28条第1項
5	容積率等に関する制限の合理化	法第52条第6項第三号 / 法第52条第14項第三号 法第53条第5項第四号 / 法第55条第3項 / 法第58条第2項
6	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象の拡大	法第86条 / 法第86条の2及び法第86条の4
7	既存不適格建築物に関する制限の合理化	法第86条の7第1項

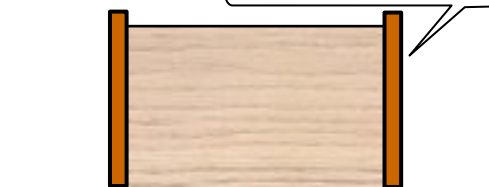
今回は、『2. 防火に関する制限の合理化』の要点について説明します。

【お知らせ】『防火に関する制限の合理化』についての要点

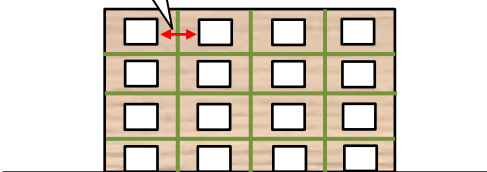
3000㎡超の大規模建築物の全体の木造化の促進

(現行)
耐火構造とするか3000㎡毎に耐火構造体(壁等)で区画する必要あり

外壁などは高い耐火性能
→周囲への延焼を制御可能



細かな防火区画+大断面材の使用
→区画内で火災を制御可能



新たな木造化方法の導入

大規模建築物における部分的な木造化の促進

(現行)
壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

高い耐火性能の壁・床
で住戸等を区画する



メゾネット住戸内の部分(中間床や壁・柱等)を木造化【区画内での木造化】

防火上他と区画された範囲の木造化を可能に

低層部分の木造化の促進

(現行)
3階建ての低層部にも階数4以上の防火規制を適用

延焼を遮断する壁等を設ける



防火上別棟として扱い
低層部分の木造化を可能に

【お知らせ】建築確認検査の予約状況について

当機関では検査の予約状況をわかりやすくするためホームページに案内を掲載しました。

建築確認検査の予約状況のページ



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 確認検査・住宅性能評価等 > 建築確認検査

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/confirm_inspection/

2022年7月11日時点

7月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
					x	x
11	12	13	14	15	16	17
	x	△	△	○	x	x
18	19	20	21	22	23	24
x	△	△	△	△	x	x
25	26	27	28	29	30	31
x	x	x	△	△	x	x

8月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1	2	3	4	5	6	7
○	△	x	x	x	x	x
8	9	10	11	12	13	14
○	x	x	x	○	x	x
15	16	17	18	19	20	21
○	○	x	○	x	x	x
22	23	24	25	26	27	28
○	○	○	○	○	x	x
29	30	31				
○	○	○				

○：空きがあります △：残り僅かです ×：空きがありません
ご予約の際は下記お電話までお願いいたします。
06-6966-7565

検査を予約される際には、予約状況表を確認してから連絡下さりますよう、お願いします。

【編集後記】

今回のメールマガジンでは、4月より新たに検査担当になりました久保田と近藤より省エネ性能向上に関する法律の改正についてご紹介させていただきます。まだまだ不慣れではございますが、一日も早くお客様のお力になれるよう精進してまいります。

暑さが身体に堪える日が続きますが、疲労を感じる前の休息と喉が渴く前の水分補強を心掛け、この夏を乗り切りましょう。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：小川・久保田・近藤
TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp